

## VI 平均給与額

### 1 平均給与額の意義及び添付資料

平均給与額は、被災職員の1日の給与の平均額を意味するものであり、災害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き、平均給与額を基礎として、これに一定の割合又は日数等を乗ずることによって決められることになっていきますので、平均給与額は誤りなく計算されなければなりません。

この平均給与額の算定は、基金支部においてではなく、被災職員の所属する、あるいは所属した部局等においてなされるものですから、公務災害担当者は、細心の注意を払って算定する必要があります。

なお、平均給与額算定書の内容を基金支部で確認するため、任命権者は次のような資料を平均給与額算定書に添付する必要があります(これらの算定基礎資料は、補償事由が発生した時点で必要となるのですが、災害発生日の属する月及び前3か月に係る資料も必要となりますので、当該算定が必要になると思われる事案については、必ず保管をしておいてください。)

#### (1) 給料表

算定書に記載されている給料の金額が確認できる給料表の写し(給料を記載する欄が5カ所あるので、それぞれ適用される給料表が異なれば、適用されている全ての給料表を添付する必要があります。)

#### (2) 給与支給明細書

算定書に記載されている給与の金額が確認できる給与支給明細書の写し(時間外手当等実績に基づいて翌月支給される手当がある場合翌月分まで)

#### (3) 諸手当の算定資料

諸手当がある場合には、その算定の基準を明らかにする資料(条例等の写し、時間外・特殊勤務等命令簿の写し、諸手当の単価が明らかになる資料)

#### (4) 給与改定の算定資料

算定の基礎になった給与が遡及して改定された場合、その改定の基準を明らかにする資料(平均給与額算定時現在において、改定がまだ確定していない場合は、確定した段階で再計算を行い、その差額が支給されます。)

#### (5) 勤務した日数を明らかにする資料

給与支給の対象となる日数が確認できる資料(出勤簿の写し)

#### (6) その他必要と思われる資料

## 2 給与の種類

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類としては、給料(給料の調整額及び教職調整額を含む。)、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当があります。(法第2条第5項)

ただし、寒冷地手当に相当するもの以外の3月を超える期間ごとに支給されるもの及び臨時に支給される期末手当及び勤勉手当は除かれます。

なお、法施行令第1条に規定する常勤的非常勤職員の場合の給与は、前記の給与に相当する給与とされています。

### 3 平均給与額の算定方法の組合せ

平均給与額は、最低保障額及び年金たる補償に係る平均給与額の自動改定を除き、いくつかある計算方法のいずれか1つの計算方法を用いて算出すればよいというのではなく、個々の事例により、任用あるいは給与等の形態によって、いずれかの計算方法がいくつか組み合わされ、そのうちで最も有利な計算方法で決定されます。

この算出方法の組合せを表示すると、次のとおりとなります。

| 適用条項等<br>ケース                                  | 1                                  | 2                      | 3                       | 4                       | 5                       | 6                       | 7                                      |
|---|------------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
|   | 支給・与<br>給・日の<br>額(特勤<br>手当等<br>なし) | 給与の<br>全部が<br>基本的<br>的 | 給与の<br>全部が<br>支払わ<br>れ部 | 過去の<br>3ヶ月<br>間に療<br>養等 | 過去の<br>3ヶ月<br>間が無<br>給で | 過去の<br>3ヶ月<br>間の勤<br>務が | 採用の<br>日の属<br>する月<br>に災害<br>を受けた<br>場合 |
| 原則計算<br>(A) (法第2条第4項本文)                       | ○                                  | ○                      | ○                       |                         |                         |                         |  |
| 最低保障計算<br>(B) (法第2条第4項ただし書き)                  |                                    | ○                      |                         |                         |                         |                         |  |
| 控除計算<br>(C) (法第2条第6項)                         |                                    |                        | ○                       |                         |                         |                         |  |
| 採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算<br>(D) (規則第3条第1項)      |                                    |                        |                         | ○                       | ○                       | ○                       |  |
| 採用の日に災害を受けた場合<br>(E) (規則第3条第2項)               |                                    |                        |                         |                         |                         |                         | ○                                      |
| 比較計算<br>(F) (規則第3条第3項)                        | ○                                  | ○                      | ○                       | ○                       | ○                       | ○                       | ○                                      |
| 最低保障額(年金以外)<br>(K) (規則第3条第6項)                 | ○                                  | ○                      | ○                       | ○                       | ○                       | ○                       | ○                                      |
| 最低・最高限度額<br>(年金及び休業補償)<br>(L) (法第2条第11項又は13項) | ○                                  | ○                      | ○                       | ○                       | ○                       | ○                       | ○                                      |

#### (留意事項)

- ◆ 災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合には、上記計算の他に「規則第3条第4項による計算」(G)を行います。
- ◆ 一つの事案において、ケース2と3、ケース2と6が競合する場合、該当するすべての計算を行うこととなります。
- ◆ (A)、(B)、(C)…(L)は平均給与額算定書の項目に該当します。

#### 4 算定方法

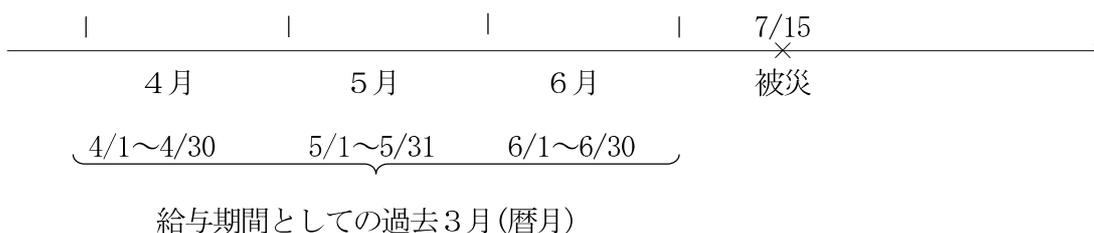
具体的な算定に当たっては、平均給与額算定書を用いて次のとおり行ってください。

- (1) まず、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与」の欄、「①災害発生の日における基本的給与の月額」の欄及び「②補償事由発生日における基本的給与の月額」の欄を記入します。

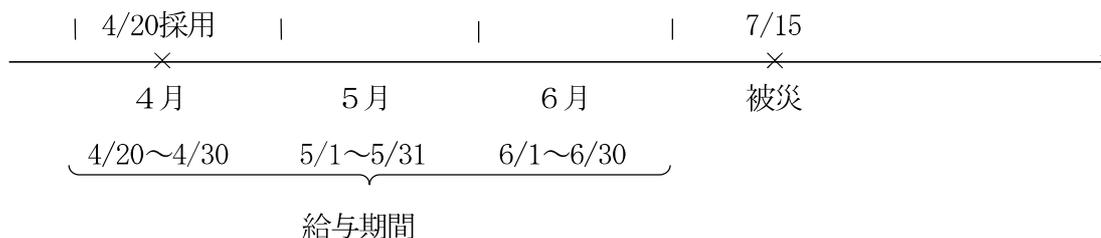
##### ア 給与期間

原則として、過去3月間について暦月ごとに記入すること。

##### 例1



##### 例2



##### イ 総日数

過去3月間の総日数とは、週休日その他勤務を要しない日を含む暦日数であり、この過去3月間の途中で採用された職員については、その採用された日以降の暦日であること。

上記の { 例1の総日数は、91日(30+31+30)  
例2の総日数は、72日(11+31+30)

##### ウ 勤務した日数

勤務した日数は、過去3月間において現実に勤務した日だけでなく、年休などの有給休暇や国民の祝日のように勤務はしないが、勤務した場合と同様に給与が支給される日も含まれること。

ただし、土日等勤務を要しない日及び振替日、欠勤等で給与支給対象とならない日は除

きます。

#### エ 控除日数

この欄には、過去3月間に職員の責めに帰すことのできない事由等により勤務することができなかった日等がある場合にその日数を記入すること。

具体的には、次のいずれかに該当する日数を記入します。

- (ア) 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかった日(年次休暇等であっても療養のために勤務することができなかったと認められるすべての日を含む。)
- (イ) 被災職員が、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前から出産後8週間以内において勤務しなかった日
- (ウ) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日
- (エ) 介護のために承認を受けて勤務しなかった日
- (オ) 地方公共団体等の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかった日
- (カ) 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかった日
- (キ) 親族の傷病の看護のため勤務することができなかった日
- (ク) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった日

なお、上記の日数には、土日等勤務を要しない日等であっても、上記の事由に該当していれば含まれます。

また、1日の一部が上記の事由に該当する場合(時間単位の病気休暇等)も、その日を全く勤務しなかったものとして記入します。

#### オ 給与

職員に支払われた給与のうち、次の(ア)～(オ)に留意した上で、平均給与額の算定の基礎となる給与の額を各月ごとに記入すること。

- (ア) 臨時的給与である期末手当・勤勉手当は含まれないこと。
- (イ) 給与の調整額及び教職調整額も含めること。
- (ウ) 時間外手当等で勤務した月の翌月に支払われる給与についても勤務した月に支払われた給与として取り扱うこと。
- (エ) 寒冷地手当が支給されていても、この欄には含まれないこと。
- (オ) 遡及して給与改定が行なわれている場合、改定後の金額を記入すること。



過去3月間に支給された時間外手当・宿日直手当・日額特勤手当等の合計額

小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

|                           |          |     |         |
|---------------------------|----------|-----|---------|
| (B) 法第2条第4項ただし書による金額      |          |     |         |
| 日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額 | (勤務した日)  |     |         |
| 円 ÷                       | × 60/100 | =   | 円 銭 (ハ) |
| (その他の給与の総額)               | (総日数)    | =   | 円 銭 (ニ) |
| 円 ÷                       |          |     |         |
| (ロ) + (ハ) + (ニ) =         |          | 円 銭 |         |

(A) 欄で計算した寒冷地手当の額

銭単位まで記入する

過去3月間に支給された給与総額から、日・時間又は出来高払制によって定められた給与を減じた額

ウ (C) 欄・控除計算 控除日数の欄に記入がある場合に計算を行います。

この欄は、過去3月間に職員の責めに帰すことのできない事由等により勤務することができなかつた日等がある場合に、その日数及びその間の給与を控除して計算するものです。

時間外手当・宿日直手当・日額特勤手当等を除いた額

減額された場合に記入

|                               |                  |           |                    |
|-------------------------------|------------------|-----------|--------------------|
| (C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)   |                  |           |                    |
| (寒冷地手当の額)                     | (控除日の属する月の給与の月額) | (その月の総日数) | (控除日数) (減額された給与の額) |
| $\frac{\times 5}{365}$        | +                | ÷         | ×                  |
|                               |                  |           | -                  |
|                               |                  |           | = 円 銭 (ホ)          |
| (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) |                  |           | 円 銭 (ヘ)            |
| (ホ) + (ヘ) =                   |                  | 円 銭 (ト)   |                    |
| (寒冷地手当の額)                     | (総日数)            | (給与総額)    | (ト)                |
| $\frac{\times 5}{365}$        | ×                | -         | 円 銭                |
|                               |                  |           | = 円 銭              |
| (総日数)                         | (控除日)            |           |                    |
| 日                             | -                | 日         |                    |

小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

過去3月間に支給された時間外手当・宿日直手当・日額特勤手当等の合計額(控除日に支払われたものを除く)

勤務した日数に控除日が含まれている場合(年休等)控除日数を差し引いた日数

|   |                |             |           |
|---|----------------|-------------|-----------|
| (C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書き計算)           |                |             |           |
| 日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く) | 勤務した日数(控除日を除く) |             |           |
| 円 ÷                                       | ×              | 60/100      | = 円 銭 (チ) |
| (寒冷地手当の額)                                 | (総日数)          | (その他の給与の総額) | (ホ)       |
| $\frac{\times 5}{365}$                    | ×              | +           | 円 銭       |
|   |                | -           | 円 銭 (リ)   |
| (総日数)                                     | (控除日数)         |             | = 円 銭 (リ) |
| 日   | -              | 日           |           |
| (チ) + (リ) =                               |                | 円 銭         |           |

過去3月間に支給された給与総額から、日・時間又は出来高払制によって定められた給与を減じた額

(C) 欄で計算した(ホ)の金額

エ (D)欄…採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算

この欄は、①給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合、②控除事由の  
日数が過去3月間の全日数にわたる場合、③採用の日の属する月に災害を受けた場合にお  
ける計算方法です。

これらの場合には、支払われた給与の総額を、算定期間(①の場合には、その期間経過  
後初めて給与を受けるに至った日から災害発生日までの期間、②の場合には、控除事由  
のやんだ日から災害発生日までの期間、③の場合には、採用の日から災害発生日までの  
期間)の総日数で除して算出することになります。

$$\left\{ \left( \text{月額で定められている給与} \times \frac{\text{算定期間の総日数} - \text{その期間の勤務を要しない日の日数}}{\text{算定期間の属する月の総日数} - \text{その月の勤務を要しない日の日数}} \right) + \text{時間外勤務手当、宿日直手当等} \right\}$$

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額)

円 ÷ (総日数) = 円 銭

算定期間の総日数

少数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

オ (E)欄…採用の日に災害を受けた場合の計算を行うもので、災害発生日において給  
与法令上その職員について決定されている給与の額を30で除して得た額(基  
本的給与)を求めます。

計算方法は次のとおりです。

ただし、給与が日額で定められている常勤的非常勤職員の場合は、①欄に記入した給  
与日額に21を乗じて得た額を30で除して得た額になります。

(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)

円 ÷ 30 = 円 銭

災害発生日における基本的給与の月額 (①の金額を転記)

少数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

カ (F)欄…比較計算 全ての事案において行います。

これまでの計算は、災害発生の時点において行うものであり、災害発生時に行う補償の  
基礎としては妥当なものといえます。しかし、災害発生から数年後に補償事由  
が生じた場合等においても、これまでの計算で求めたものを基礎とする方法は、その間の  
ベースアップ等を考えると、必ずしも妥当なものとはいえず、他との均衡上公正を欠く場

合も生じます。

そこで、(F)欄では、これらの不均衡を防止するために、補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与(②)に記入の額を30で除して得た額を求めます。

計算方法は次のとおりです。

なお、常勤的非常勤職員の取扱いについては、(E)欄と同様になります。

|                                 |          |     |
|---------------------------------|----------|-----|
| (F)規則第2条第3項による金額<br>(基本的給与の月額②) | 円 ÷ 30 = | 円 銭 |
|---------------------------------|----------|-----|

補償事由発生日における基本的給与の月額  
(②の金額を転記)

小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める

キ (G)欄…災害発生の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算

災害発生の日に年金の支給事由が生じた場合、その平均給与額は、以後補償の事由の発生日の区分ごとに国家公務員の給与水準の変動に応じ、総務省の告示によるスライド率に応じ自動的に改定されます。

一方、災害発生後相当期間経過後に補償事由が生じた場合には、通常は被災時における平均給与額が補償事由発生日における平均給与額より高くなることの方が多いので、上記の者に対して、補償事由発生までの間、年金スライド率が反映されない分だけ不均衡が生じることが考えられます。

このことから、災害発生の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合において、補償事由発生日における平均給与額が、災害発生の日において補償を行うべき事由が生じたものとみなした場合に得られることとなる平均給与額に、年金スライド率を乗じて得た額を平均給与額とすることになります。

|   |
|---|
| (G)規則第3条第4項による金額                                |
| 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額<br>(基本的給与の月額①) |
| 円 ÷ 30 = 円 銭 (又)                                |
| (又)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額               |
| 円 銭 (ル)   |
| (ル) 円 銭 × (総務大臣が定める額) = 円 銭                     |

小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで求める  
平均給与額のスライド率(総務省の告示により示される)

ク (K)欄…最低保障額

この欄には、年金たる補償以外の補償を請求する場合に、平均給与額の最低保障額(規則第3条7項の規定に基づき総務大臣が定める額)を記入してください。

ケ (L)欄…最低限度額及び最高限度額

年金たる補償に係る平均給与額及び療養の開始後1年6か月の経過した日以後に支給事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、当該職員の年齢に応じて最低限度額及び最高限度額が設けられています。

年金たる補償及び療養の開始後1年6か月の経過した日以後に支給事由が生じた休業補償を請求する場合には本欄を記入する必要があります。

補償を支給すべき月の属する年度の4月1日現在の年齢  
(遺族補償年金の場合、被災職員が生存していると仮定した年齢)

|   |       |   |
|---|-------|---|
| (L) 法第2条第11項又は第13項による金額<br>法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 |       | 歳   |
| 最高限度額   | 最低限度額 | 昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用                            |
| 円   | 円     | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |

昭和62年1月31日以前に年金たる補償を受ける権利を有している者のみ。

(3) 平均給与額の決定に当たっては(2)で行ってきた各種計算方法のうち最も高い額を採用します。各欄の計算のなかでは、小数点以下第2位(銭単位)まで求めていましたが、最終的に平均給与額として決定する際に、円未満を切り上げて平均給与額とします。

なお、年金たる補償及び療養の開始後1年6か月の経過した日以後に支給事由が生じた休業補償を請求する場合には、各種計算方法のうち最も高い額と(L)欄の最低限度額及び最高限度額とを比較し、最低限度額に満たない場合には最低限度額を、最高限度額を超えてしまうときは最高限度額を平均給与額とします。

また、年金たる補償以外の補償を請求する場合には、各種計算方法のうち最も高い額と(K)欄の最低保障額とを比較し、最低保障額に満たない場合には最低保障額をもって平均給与額とします。